

「社会福祉法人 千年会」事業継続計画（BCP）

<目次>

1. 事業継続のための基本方針	2
2. 想定する緊急事態の被害及び事業への影響分析結果	2
2. 1. 大規模地震の発生	2
2. 2. 大規模人発生時の経営資源に対する被害想定	2
大規模地震発生発生直後のフロー	3
初動ですること	4
初動チェックリスト	5
地震災害発生時の体制	6
職員参集基準及び条件	7
2. 3. 大規模地震発生時の重要な事業と目標復旧時間	7
大災害時業務縮小基準	8
非常時における介護優先業務	9
日中、夜間の地震対応 マニュアル	10
2. 4. 感染症の流行	11
2. 5. 感染症の流行による被害想定	11
2. 6. 感染症発生時の重要な事業と目標復旧時間	11
3. 緊急事態における対応の流れ	12
3. 1. 大規模地震への対応について	12
3. 2. 感染症流行への対応について	12
4. 関連する計画書及びマニュアル	15
(1) 非常災害対策計画	15
(2) 設備管理操作手順マニュアル	15
(3) 停電時マニュアル	15
(4) 停電復旧時マニュアル	15
(5) 感染症対策マニュアル	15
5. 日常管理と維持・更新計画	16
5. 1. 日常管理	16
5. 2. 訓練、研修	16
5. 3. 今後の維持・更新計画	17

## 1. 事業継続のための基本方針

当法人は、大規模災害等の発生時に次の基本方針に従い、事業を適切に実施することとします。

### (1) 人命、安全の確保

当法人のサービスを利用している人、職員及びその家族の安否確認、安全の確保を最優先事項とします。

### (2) サービスの継続的な提供

当法人のサービスを利用している人に対し、サービスを継続的に提供できるようにする。

### (3) 社会的責務の履行

弘前市などの行政機関等と連携し、福祉避難所の設置・運営を行います。

## 2. 想定する緊急事態の被害及び事業への影響予想

### 2. 1. 大規模地震の発生

震度6強の揺れを観測したと想定する。

### 2. 2. 大規模地震時の経営資源に対する被害想定

大規模地震の発生、感染症流行時における経営資源の被害を以下のように想定する。  
大規模地震の発生による被害想定

人員	震度6強のうち強度の地震動に見舞われる地域に居住する職員は、10%が長期（7日以上～時期不明）出勤不能、40%が短期（4日～6日）出勤不能、50%は即応（3日以内）出勤可能。 震度5強のうち弱度の地震動に見舞われる地域に居住する職員は、20%が短期出勤不能、80%が即応出勤可能。 震度5弱以下の地震動に見舞われる地域に居住する職員は、10%が短期出勤不能、90%が即応出勤可能。
施設	千年園の壁等にひびが入るが大きな損傷は見られず。 床暖房用ボイラーは配管等に損傷がみられるため、当分の間使用を断念する。非常放送システムが故障し、使用できなくなる。
資材	千年園で使用するオムツなどの消耗品、医薬品の調達が困難となる。 食料などの調達が困難となる。
ライフライン	電気供給がされず、自家発電機により一部でしか使用できないため、調理が困難となる。
資金	金融機関の麻痺により、資金調達や決済が困難となる。 利用減少または事業の中止に伴い、深刻な収入減が生じる可能性がある。
情報	サーバー及びパソコンが利用できない。 発災当初、携帯電話の利用が困難となり、固定電話、公衆電話での情報収集・発信となる。
その他	電気供給の不備や通信手段の喪失により、福祉サービスの継続が困難となる。 公用車に大きな被害はみられないが、道路に地割れ等がおきているため、車での移動は大きな制約を受ける。

◎大規模地震発生直後のフロー

時期	施設内の対応	施設以外の対応
直 後	1) 利用者、職員の安全確保 2) 人員状況の報告、負傷者の対応 3) 建物内外の被害状況調査 4) 災害対策会議の開催 5) 「施設内滞在」か「施設外避難」かの判断 5) -1 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             施設内で滞在する場合              ① トイレ、照明対策              ② 備蓄品による食事の提供等              ③ 参集職員の確認とシフトの検討              ④ 通所、短期入所事業の継続の判断              ⑤ 特別避難場所の開設           </div> 5) -2 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             建物倒壊や火災等施設外への避難              ① 避難先の決定              ② 避難用車両の確保              ③ 運転・添乗職員の確保              ④ 移送トリアージ           </div> 6) ラジオ等で付近の情報収集 7) 通所、短期入所、当日の利用者の帰宅及び一時帰宅の判断 8) 在宅利用者の安否確認 9) 各設備業者への連絡 10) ライフラインの一時確保 ・ガス： ・水道： ・電気： 11) 非常食の確保（別紙） 12) 防災用品及び生活用品の確保 13) 利用者家族への情報提供 14) 災害対策会議の開催	障害者の受け入れ （依頼）  ・東北電気保安協会 ・ ・
3 日 後	1) 支援要請 ① 担当者の確認 ② 自施設の状況確認（人員・物資） ③ 依頼内容の検討	・弘前市役所障害福祉課 40-7036 ・青森県庁 017--
4 日 以降	1) 応援人員等の受け入れ ① 自施設の状況説明 ② 具体的応援内容の指示 ④ 支援物資の受け入れ	